

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第12期) 至 平成24年3月31日

イー・ギャランティ株式会社

(E05665)

第12期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

イー・ギャランティ株式会社

目 次

頁

第12期 有価証券報告書

【表紙】

第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	38
3 【配当政策】	39
4 【株価の推移】	39
5 【役員の状況】	40
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	43
第5 【経理の状況】	49
1 【連結財務諸表等】	50
2 【財務諸表等】	80
第6 【提出会社の株式事務の概要】	97
第7 【提出会社の参考情報】	98
1 【提出会社の親会社等の情報】	98
2 【その他の参考情報】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第12期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	イー・ギャランティ株式会社
【英訳名】	e G u a r a n t e e , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江 藤 公 則
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5447-3577(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理部長 唐 津 秀 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-5447-3577(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理部長 唐 津 秀 夫
【縦覧に供する場所】	イー・ギャランティ株式会社 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号) イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店 (名古屋市西区牛島町六番1号) イー・ギャランティ株式会社 九州支店 (福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記のイー・ギャランティ株式会社九州支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	—	2,703,318	3,156,996	3,291,314	3,416,327
経常利益 (千円)	—	482,957	619,306	744,385	854,408
当期純利益 (千円)	—	272,118	342,348	429,000	468,613
包括利益 (千円)	—	—	—	439,169	527,097
純資産額 (千円)	—	2,261,069	2,713,819	3,112,020	4,283,146
総資産額 (千円)	—	4,348,162	4,849,758	5,561,270	6,631,951
1株当たり純資産額 (円)	—	460.39	537.67	628.85	726.62
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	67.36	84.74	106.18	108.23
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	83.82	105.20	107.96
自己資本比率 (%)	—	42.8	44.8	45.7	55.3
自己資本利益率 (%)	—	15.8	17.0	18.2	15.1
株価収益率 (倍)	—	9.43	13.87	9.09	7.02
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	829,311	481,097	694,977	214,434
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	△1,069,622	△949,476	△280,748	△391,094
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	388,808	94,165	△61,260	650,770
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	2,214,627	1,840,413	2,193,382	2,667,493
従業員数 (名)	—	80	83	88	98

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第9期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当連結会計年度において1株につき200株の株式分割を行いました。第9期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	1,930,359	2,703,318	3,160,605	3,293,768	3,436,172
経常利益 (千円)	331,100	492,499	622,105	746,404	785,838
当期純利益 (千円)	185,168	272,118	345,957	425,391	468,613
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,048,575	1,048,575	1,048,755	1,048,755	1,418,401
発行済株式総数 (株)	20,200	20,200	20,202	20,202	5,047,900
純資産額 (千円)	1,593,242	1,878,142	2,205,464	2,592,354	3,710,212
総資産額 (千円)	3,098,274	3,958,551	4,300,556	4,884,268	5,990,816
1株当たり純資産額 (円)	393.04	460.39	538.56	628.85	726.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間純利益 配当額) (円)	—	1,500 (—)	3,000 (—)	4,000 (—)	25 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	45.83	67.36	85.63	105.28	108.23
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	45.51	—	84.71	104.31	107.96
自己資本比率 (%)	51.2	47.0	50.6	52.0	61.2
自己資本利益率 (%)	12.4	15.8	17.1	18.0	15.1
株価収益率 (倍)	22.47	9.43	13.73	9.17	7.02
配当性向 (%)	—	11.1	17.5	19.0	23.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	634,403	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	815,782	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,066,129	—	—	—	—
従業員数 (名)	64	80	83	88	98

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第8期の持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。

3 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

5 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において1株につき200株の株式分割を行いましたが、第8期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成12年9月	東京都港区において、伊藤忠商事㈱の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
平成13年11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権（※）を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
平成16年2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
平成16年8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス（リスク・マーケット・サービス、略称：RMS）を本格開始
平成17年4月	大阪市中央区に大阪支店開設
平成17年10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
平成18年5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成18年6月	大阪支店を大阪市中央区内で移転
平成19年3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年5月	福岡市博多区に九州支店を開設
平成19年12月	名古屋市中区に名古屋オフィス（現・名古屋支店）を開設
平成20年8月	クレジット・クリエイション1号匿名組合（現・連結子会社）を設立
平成21年3月	名古屋市西区に名古屋オフィス（現・名古屋支店）を移転
平成21年10月	クレジット・インベストメント1号匿名組合（現・連結子会社）を設立
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ（現 大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード））に上場
平成23年7月	札幌市中央区に北海道支店を開設
平成23年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成24年1月	仏系大手信用保険グループ傘下のコファス・ジャパン・ファイナンス株式会社の一部事業を買収
平成24年2月	大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）の上場を廃止

（※） 売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

3【事業の内容】

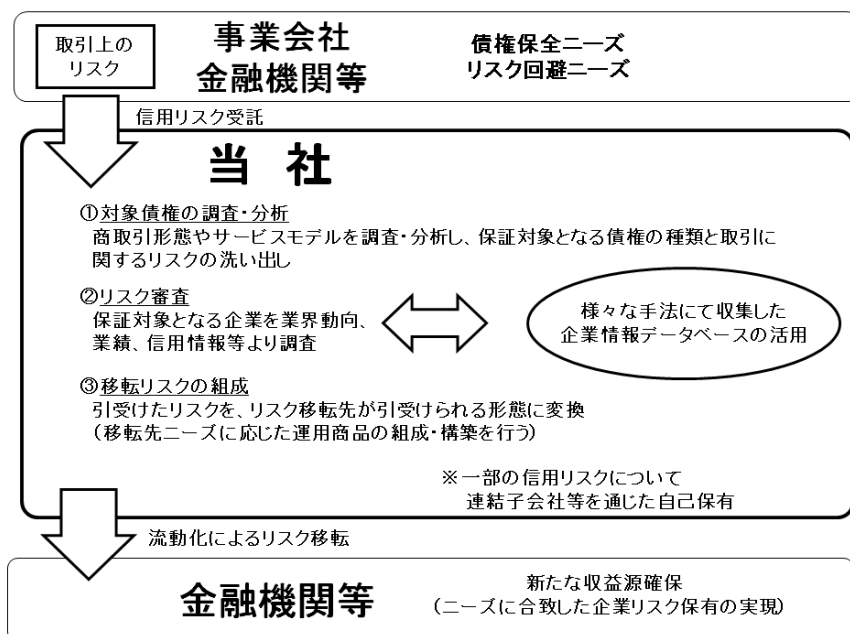
当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されております。

当社グループは、事業会社及び金融機関が企業間取引で負うことになる各種債権の未回収リスクの受託を行っております。当連結会計年度末日現在、独自の営業網として、東京本社、大阪、北海道、名古屋及び九州支店を展開し、全国各地で強固な基盤を持つ地方銀行（当連結会計年度末提携数41行）、や大手都市銀行、証券会社を始め、商社、大手金融機関、リース会社、ノンバンク、一般企業の保険代理店子会社等との提携により、自社の経営資源によらない販売網を構築しております。これらの販売網を活用し、全国の企業に対して信用リスク受託の拡大を図っております。

このような営業展開による信用リスク受託に伴い、当社グループは多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらの信用リスク受託を円滑に実現するために、引受けるリスクを、情報提供会社等から入手した情報に加え、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、信用リスクの移転を目的として業態の異なる多様な金融機関に流動化を行うとともに、一部の信用リスクについてはクレジット・クリエイション1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）及びクレジット・インベストメント1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者）への流動化を行っております。

当社グループは信用リスクの流動化にあたり、各金融機関・ファンド等が一種の運用商品のような形で信用リスクを引受けることができるよう、流動化先である各金融機関やファンド等のニーズに合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品の引受機会を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク自体を顧客から仕入れ、流動化するというマーケットメーカーとしての役割を担っております。

（当社グループの機能）



本スキームにおいて当社グループの担う機能を段階別に説明すると下記のとおりです。

(1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の未回収リスクを受託することにより保証料を得ます。事業分野を信用リスク受託に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社グループ営業網に加え、大手都市銀行、証券会社を始め、商社、地方銀行、大手金融機関、リース会社、ノンバンク、一般企業の保険代理店子会社といった販売網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

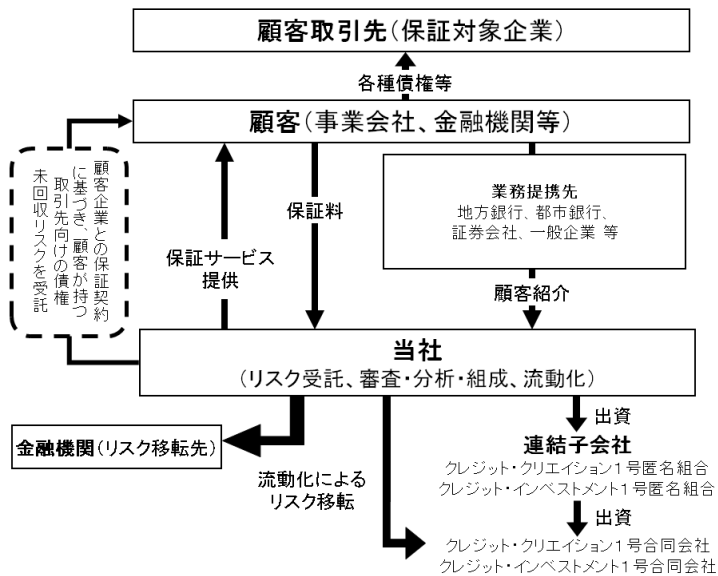
(2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

信用リスク受託を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社グループは、多種多様な取引における債権の未回収リスクの受託に取組んできた実績を活かし、債権債務と信用リスクの所在を明確にし、信用リスクを流動化する金融機関等にとって明確で簡素化された形に信用リスクをグルーピングします。この過程で、当社グループは、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの企業信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスク度合いに応じて企業を分類し、信用リスク受託の対象となるよう定量化を図っております。

(3) 流動化先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、流動化先となる金融機関等のニーズに合わせて、リスク度合い、最大リスク額、リスク移転コストのバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオについて、金融機関等へのリスク移転を図るほか、一部の信用リスクについては、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）及びクレジット・インベストメント1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者）に対し流動化を行っております。

(事業系統図)



<当社グループの提供するサービス>

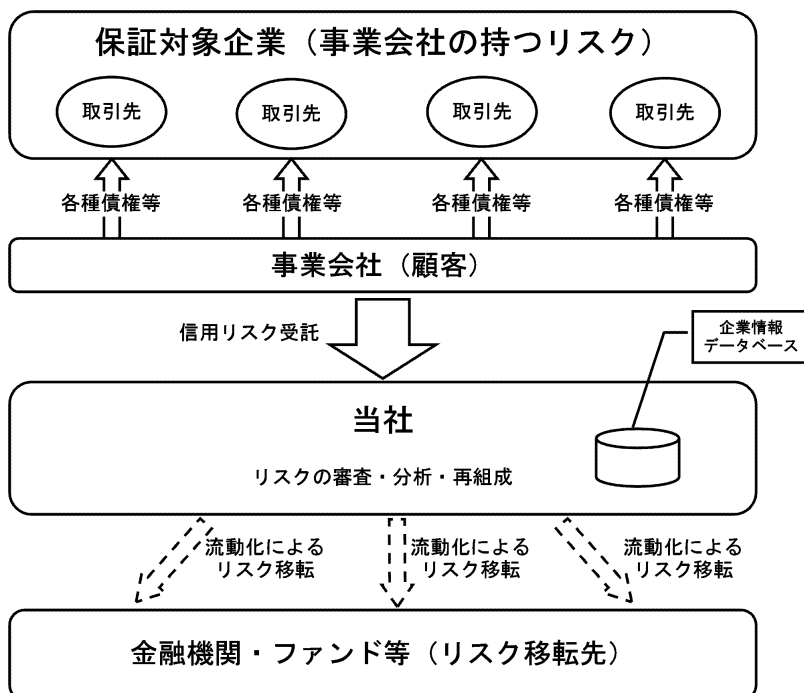
当社グループは「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

(1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権の未回収リスクの受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する信用リスク受託だけではなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する信用リスク受託も行っております。

本サービスは、契約先である顧客の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、顧客にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。顧客の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、顧客は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

「事業法人向け保証サービス」モデル



① 包括保証

契約先である顧客の取引先について、“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先の信用リスクを当社が一括して包括的に引受けるものです。多数の取引先の信用リスクを受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では顧客が負担する保証コストは大きく抑えられることとなります。また、リスクの高い取引先であっても、多数の取引先の信用リスクを受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

顧客は、取引先を幅広く保証対象としてリスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、顧客は新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて当社の包括保証を導入することで「攻めの経営」を行うことができ、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

イ) 売上高課金方式

取引先（保証対象先）の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先である顧客にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略実施の際など、年間を通じて売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、あらかじめ設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先である顧客にとっては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

② 個別保証

契約先である顧客が保証を希望する取引先について1社単位で信用リスクを受託するものです。

顧客は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

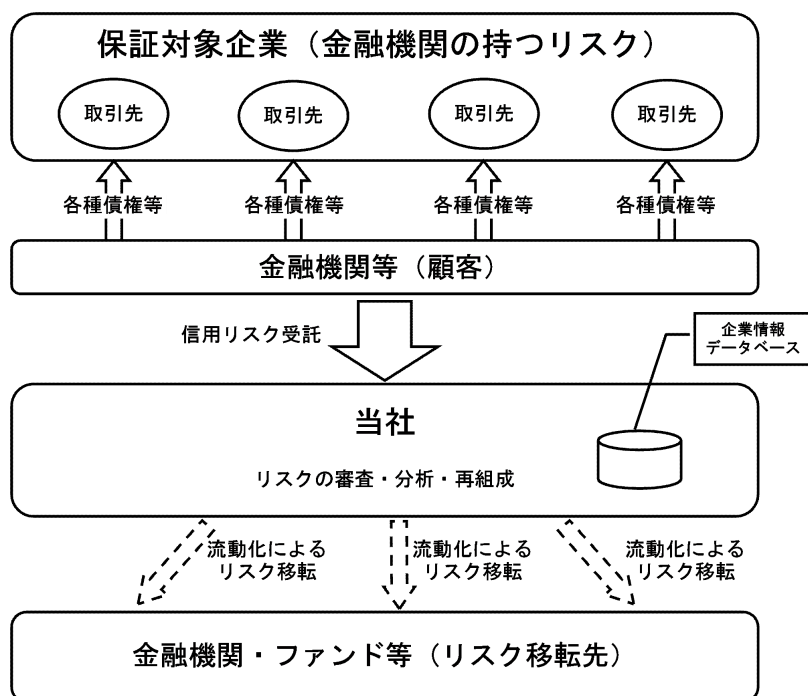
自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業などリスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いために有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

(2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス、略称：RMS」と呼び、当社が信用リスクを受託し、リスク移転先のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に信用リスクを流動化することにより、金融機関等の保有する信用リスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証による信用リスク受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の信用リスク受託を行います。

「金融法人向け保証サービス」モデル



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを受託するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権に伴うリスクを受託するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権及び手形債権の買取りに対する未回収リスクを受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取り組み等が可能となります。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社等

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 1	東京都港区	202,241	総合商社	被所有割合 25.3	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行っております。 当連結会計年度末日現在同社従業員1名を役員として受け入れております。(注) 2

(注) 1 伊藤忠商事(株)は、有価証券報告書提出会社であります。

2 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、その他の関係会社である伊藤忠商事(株)より非常勤役員を招聘しております。当連結会計年度末日現在における伊藤忠商事(株)からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社グループにおける役割	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役 (非常勤)	山本 和洋	伊藤忠商事(株) 金融・保険事業部 保険第二事業室長 Cosmos Services (America) Inc. 非常勤取締役

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
クレジット・クリエイション1号匿名組合 (注) 2、3	東京都千代田区	800,000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・インベストメント1号匿名組合 (注) 2、4	東京都中央区	250,000	信用保証事業	—	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 クレジット・クリエイション1号匿名組合は、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い (企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

4 クレジット・インベストメント1号匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い (企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
信用保証事業	98
合計	98

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
98	31.0	3.6	5,102

セグメントの名称	従業員数（名）
信用保証事業	98
合計	98

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、被災地の復旧・復興需要に支えられ、一部の業種で持ち直しの動きが見られましたが、欧州の金融不安や円高基調の継続など、景気は総じて弱含みの状況で推移しました。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、平成23年度における企業の法的整理による倒産件数は11,435件（前年同期比0.5%減）となりました。東日本大震災の被災地や中小企業への各種支援策により、倒産件数の抑制傾向が続き、3年連続で前年同期比減少となりました。また、負債総額は3兆9,165億1,800万円（前年同期比14.1%減）と、過去10年で最少となりました（帝国データバンク調べ）。

このような環境下、保証残高は1年間で約250億円増加し、当期末の保証残高は1,600億円を超える水準まで達しました。また、リスク移転手法の多様化を図ることにより、売上の伸びを上回る増益を確保しております。

当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されており、商品別の業績は、次のとおりであります。

①事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにつきましては、新規顧客を中心に与信管理に関するリスクコンサルティングを行ない、お客様の個別ニーズに対応する保証サービスの販売を図る一方、中堅・中小企業へは金融機関と提携した手形買取サービスを提供するなど、顧客層の拡大に注力いたしました。また、販売チャネルとの人的交流を含めた緊密な連携に基づく営業活動を軸に、全国各地で新規顧客開拓や販路拡大に向けた施策を着実に実行しました。昨年7月には北海道支店を開設すると共に、東北・関東の各県で地方銀行5行と新たに業務提携を行い、同地域における販売強化に取り組みました。これらの結果、当該サービスに係る売上高は、3,307,652千円（前年同期比2.4%増加）となりました。

②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにつきましては、ノンバンクやリース会社などの新規案件が稼働するなど、これまでの活動が着実に実を結んでおります。これらの結果、108,674千円（前年同期比79.4%増加）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高3,416,327千円（前年同期比3.8%増加）、営業利益842,960千円（同15.1%増加）、経常利益854,408千円（同14.8%増加）、当期純利益468,613千円（同9.2%増加）となりました。

これらに加え、当期は来期以降の更なる事業拡大を見据えた基盤整備に注力しました。

まず、日本国内での取引に加え、国外での商取引で発生する信用リスクの引受けを一層拡大すべく、外資系大手信用保険グループより一部事業を買収しました。この事業買収により、グローバルな顧客基盤や国際取引に関する信用リスクの引受けノウハウを獲得し、海外債権保証に関する商品開発力の強化及び経営基盤の拡大に注力しております。

次に、大企業から全国の中堅・中小企業まで広範な活用が図られることにより、企業の資金調達環境の大幅な改善が期待されている電子記録債権に関する金融サービスを提供する目的で、NECキャピタルソリューション株式会社と新会社を合併で設立する旨合意いたしました。「でんさいネット」（株式会社全銀電子債権ネットワーク）のスタートと同時に電子記録債権の割引・買取を行うサービスの提供開始を目指しています。

また、当社は平成23年12月16日に東京証券取引所市場第二部へ上場いたしました。当社グループは、東京証券取引所への上場を新たな成長ステージへの転換点と位置づけており、事業法人や金融法人が保有するリスクの受託を一層拡大し、有力なパートナーとの協力を通じてクレジットリスク市場の裾野拡大を図ると共に、新たな金融サービスの開発に挑戦し続けてまいります。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

（単位：千円）

	第10期 （平成22年3月期）	第11期 （平成23年3月期）	第12期 （平成24年3月期）
保証残高金額	99,864,690	136,922,400	162,744,641

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ474,110千円増加し、2,667,493千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は214,434千円（前連結会計年度比69.1%減少）となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益885,502千円であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額402,255千円、前払費用の増加額268,435千円等であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は391,094千円（前連結会計年度は280,748千円の減少）となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出518,730千円等であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果増加した資金は650,770千円（前連結会計年度は61,260千円の減少）となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入734,670千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額（千円）	前期比（％）	
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	392,540	78.8
		限度額課金方式	2,302,214	112.2
	個別保証	612,897	90.0	
	小計	3,307,652	102.4	
金融法人向け保証サービス	—	108,674	179.4	
合計	—	3,416,327	103.8	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の報告セグメントは「信用保証事業」のみですが、上記ではより詳細に商品別に記載しております。

なお、当該商品別の区分は前連結会計年度から変更ありません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いています。当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業（金融機関等を含む）から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化（リスク移転）という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引き受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

さらに、信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先（顧客）」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額なリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① 信用リスク受託規模拡大のための販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網の早期拡大による信用リスクの受託規模拡大を図ります。当社グループは現状、本事業分野において先行者メリットを有しており、早期の販売網構築が将来の競争力の源泉の一つになると考えております。そのため、既存提携先との関係を更に深めるとともに、今後も積極的に提携先の拡大や自社の支店展開等による全国的な販売拡充に取り組めます。

② 売掛債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで、売掛債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権（建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など）の信用リスク受託に積極的に取り組み、付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

③ 金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関がもつ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向けクレジットカード事業、売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

④ 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに既契約の維持が課題となっております。従いまして、既契約の更改率を維持向上すべく保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

⑤ 審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、従来保証を使っていなかった顧客層にもアプローチするため、より低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

⑥ 一部の信用リスクの自己保有

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らず幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化すべく、ファンドへの出資等を通じて信用リスクの一部を自己保有しております。今後も信用リスクを自己で保有していくことで引き続き安定した信用リスク受託に努めてまいります。

⑦ 人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育を更に強化する方針であります。

4【事業等のリスク】

以下において、事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社グループの収益構造について

当社グループは、事業会社及び金融機関等の顧客から得る保証料を売上高として計上する一方、リスク移転先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社グループの利益となっております。

① 原価の上昇について

当社グループがリスク移転先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に多額の保証履行が発生した場合であっても、短期的な原価の上昇要因とはなりません。しかしながら、リスク移転コストは1年契約の間は原則変わらないため、利益率が短期的に悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。また、継続的に保証履行が多発するような景気悪化時には、顧客の保証に対するニーズも高まることから、経済情勢を踏まえ、顧客からの保証料に価格転嫁しますが、価格転嫁が十分に進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② リスク移転について

当社は、信用リスクを受託した債権の保証履行リスクをヘッジするために金融機関等にリスク移転を行っております。そのため、当社がリスク移転を依頼している債権について想定を超える著しい信用力低下や保証履行が生じた場合又はリスク移転先である金融機関等が債務不履行等のリスク移転を引受けることが困難となるような状況となった場合には、想定通りのリスク移転を行えない可能性があります。このような場合には、売上高の減少や原価率の上昇が生じる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 自己による信用リスクの保有について

当社は、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社が51%を出資している連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）及びクレジット・インベストメント1号合同会社（当社が50%を出資している連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者）をリスク移転先に加える等により、一部の信用リスクを自己で保有しております。

平成24年3月末現在の信用リスク受託による保証残高は162,744,641千円であり、このうち、当社グループでリスクを保有している保証残高は14,759,328千円であります。

これらへ流動化する信用リスク及び自家保有を行う信用リスクについては、他のリスク移転先と同様、一定の基準を設けたうえで極度に損害率が悪化しないよう対策を実施しております。しかしながら、想定を超えて保証履行が多発した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合等について

当社グループが行っている事業法人向け売掛債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社グループのサービスは、流動化先への流動化、分散機能を活用することにより、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等に幅広く対応できる点から優位性を有しております。また、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さからも他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面で、当社グループと比較して優位な立場にあります。したがってこれらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。

また、今後において他金融機関が同サービスの開発により新規参入することで競争が激化する可能性も考えられます。そのため、当社グループがより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社グループの競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売掛債権保証事業への依存について

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等が有する売掛債権などの信用リスクを受託しておりますが、そのうち、事業法人向けの売掛債権保証が全体の大半を占めております。

当社グループとしましては、事業法人向けには長期債権や請負債権など売掛債権以外の多様な債権に係る保証サービスの開発や金融法人向けの各種債権保証事業の拡大等により、当社グループにおける事業法人向け売掛債権保証の比率を低下させ、事業の継続性及び安定性の確保に努める方針であります。当社グループの想定通りに当該事業以外の業務が拡大していくとは限りません。

さらに、売掛債権保証事業について、当社グループの保証サービスに対する需要が拡大しない可能性があります。また、当社の提供するサービスが顧客のニーズに合致しない場合や、中長期的に安定した保証サービス提供のため、景気悪化時には、審査基準を厳格化することで信用リスクの受託を抑制することにより、一時的に需要に対する成約率が低下する場合があります。このような場合には、既存顧客の更改率低下や新規顧客が十分に獲得できないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 伊藤忠商事(株)グループとの関係について

現在、伊藤忠商事(株)は、当社株式の25.3%を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。また、当社グループは、同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用リスク受託・流動化事業を営んでいる唯一の企業であるため、同社グループ内での競合関係は生じておりませんが、同社グループが経営方針や営業戦略等を変更した場合、当社グループの事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社グループとの間において、以下のとおり役員の兼任や営業上の取引関係があります。

① 人的関係について

当連結会計年度末日現在において、以下のとおり同社グループの役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役（非常勤）	山本 和洋	伊藤忠商事(株) 金融・保険事業部 保険第二事業室長 Cosmos Services (America) Inc. 非常勤取締役

また、当社グループは人材交流及びトレーニングのため、当社グループからの要請に基づき、同社から1名の出向者を受け入れております。

② 取引関係について

当社グループは、伊藤忠商事(株)や伊藤忠プラスチック(株)等、伊藤忠商事(株)グループとの間に当社グループの事業法人向け保証サービスに係る取引がありますが、いずれのグループ会社との取引も第三者と同様の条件により行われております。なお、当連結会計年度における同社グループに対する売上高は全体の7.8%となっております。

また、営業協力に関する契約を伊藤忠商事(株)、伊藤忠オリコ保険サービス(株)及び伊藤忠キャピタル証券(株)と締結しており、顧客の紹介を受けております。顧客との成約に際して一定の手数料を支払っておりますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われております。当該顧客との成約に際して支払う手数料の合計額は、平成23年3月期は29,221千円（伊藤忠商事(株)6,224千円、伊藤忠オリコ保険サービス(株)15,669千円、伊藤忠キャピタル証券(株)7,327千円）、平成24年3月期は28,929千円（伊藤忠商事(株)4,172千円、伊藤忠オリコ保険サービス(株)14,395千円、伊藤忠キャピタル証券(株)10,361千円）となっております。

さらに、当社グループは伊藤忠商事㈱と共に、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）への匿名組合出資を通じて、一部の信用リスクを実質的に引受けております。また、同社のスキームにおいては、伊藤忠商事㈱の子会社である伊藤忠キャピタル証券㈱を介してリスク移転を行っており、保証料を支払っているほか（前連結会計年度：83,328千円、当連結会計年度：69,019千円）、同社は、伊藤忠商事㈱の子会社であるITCインベストメント・パートナーズ㈱と投資一任契約を締結し、アセットマネジメント報酬を支払っております（前連結会計年度：16,800千円、当連結会計年度：16,800千円）。

なお、当社と伊藤忠商事㈱及び同社の子会社との取引については、「第5 経理の状況 連結財務諸表等 関連当事者情報」をご参照ください。

(5) 情報管理について

当社グループは、保証サービス事業を通じて顧客の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社グループはこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

(6) 紛争が発生する可能性について

当社グループの展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、リスク流動化先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」及び「金融商品取引法」上の「金融商品取引業」にも該当せず、同法の規制対象となっておりません。このように、当社グループの業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社グループはこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、または、他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社グループのビジネスモデルの変更、競争の激化等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

① 資産の部

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ19.3%増加し、6,631,951千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ22.9%増加し、5,874,198千円となりました。これは、有価証券が498,324千円増加したことや現金及び預金が324,110千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ3.1%減少し、757,753千円となりました。これは、ソフトウェアが39,785千円減少したことなどによります。

② 負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べ4.1%減少し、2,348,804千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ4.3%減少し、2,282,838千円となりました。これは、保証履行引当金が91,848千円減少したことや未払法人税等が77,999千円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ3.8%増加し、65,966千円となりました。これは、役員退職慰労引当金が3,724千円増加したことなどによります。

③ 純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ37.6%増加し、4,283,146千円となりました。これは、資本金及び資本剰余金がそれぞれ369,646千円増加したことや利益剰余金が387,805千円増加したことなどによります。

(2) 経営成績

① 売上高、売上総利益

当連結会計年度は、堅調な問合せ件数の推移に伴う契約件数の増加、大企業からの契約の受注、顧客からの追加の保証依頼の増加等により、売上高は3,416,327千円となり、売上総利益は2,094,417千円となりました。

② 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、事業の拡大に伴う人員の増加から人件費が増加したこと等により1,251,456千円となりました。

上記の結果、営業利益は842,960千円となりました。

③ 営業外損益、経常利益

営業外収益は主に受取利息であります。当該受取利息を11,591千円計上した結果、営業外収益は11,622千円となりました。営業外費用は175千円でありました。

上記の結果、経常利益は854,408千円となりました。

④ 特別利益、当期純利益

特別利益は新株予約権戻入益31,093千円を計上した結果、31,093千円となりました。

上記の結果、当連結会計年度の当期純利益は468,613千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ474,110千円増加し、2,667,493千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動の結果増加した資金は214,434千円（前連結会計年度比69.1%減少）となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益885,502千円であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額402,255千円、前払費用の増加額268,435千円等であります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動の結果減少した資金は391,094千円（前連結会計年度は280,748千円の減少）となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出518,730千円等であります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動の結果増加した資金は650,770千円（前連結会計年度は61,260千円の減少）となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入734,670千円等であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は7,099千円であります。その主な内訳については、特筆すべきものではありません。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (名)	
			建物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	リース 資産	ソフト ウェア	敷金及び 保証金		合計
本社 (東京都渋谷区)	信用保証 事業	統括業務 施設	14,914	—	15,331	3,494	116,766	48,033	198,539	75
大阪支店 (大阪市中央区)	信用保証 事業	営業施設	1,554	543	611	—	—	5,480	8,189	12
名古屋支店 (名古屋市西区)	信用保証 事業	営業施設	2,103	—	271	—	—	9,069	11,444	4
九州支店 (福岡市博多区)	信用保証 事業	営業施設	1,121	—	697	—	—	4,560	6,379	6
北海道支店 (札幌市中央区)	信用保証 事業	営業施設	—	—	10	—	—	551	562	1

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

3 リース契約による重要な賃借設備はありません。

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
				建物	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	合計	
クレジット・ クリエイショ ン1号匿名組 合	— (東京都 千代田区)	信用保証 事業	—	—	—	—	—	—	—
クレジット・ インベストメ ント1号匿名 組合	— (東京都 中央区)	信用保証 事業	—	—	—	—	—	—	—

(3) 在外子会社

当社は在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,840,000
計	7,840,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,047,900	5,047,900	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	5,047,900	5,047,900	—	—

(注)大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)について、平成23年12月29日付で上場廃止申請を行い、平成24年2月18日付で、上場廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

① 平成18年10月31日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	476	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,200	91,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

② 取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

- ③ 定年により、従業員が退職する場合
 - ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/2$ （役員は $1/3$ ）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

- ① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

- ① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
 - ② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の $1/3$ を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
 - ③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- (4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	190	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000	38,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	930	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 930 資本組入額 465	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

② 取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

- ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
 - (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 組織再編行為時の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	930	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 930 資本組入額 465	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - ③ 定年により、従業員が退職する場合
 - ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 組織再編行為時の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成20年10月16日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	178	178
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,600	35,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	682	同左
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 682 資本組入額 341	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{行使価額又は} \text{処分する自己株式数}}{1 \text{株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \text{又は} \text{処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役または監査役を退任する場合
- ② 取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

- ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 組織再編行為時の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成24年2月29日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	900	900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000	90,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	763	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月15日～ 平成34年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 763 資本組入額 382	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。以下「終値平均値」という。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、下記（ア）または（イ）に掲げる条件のいずれかが満たされた場合に初めて本新株予約権を行使することができる。
 - (ア) 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年3月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益または連結当期純利益がそれぞれ10億円または5億5千万円を超えた場合。
 - (イ) 株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が1,000円を上回った場合。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が権利行使価額に80%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権の行使期間満了日までに、権利行使価額に110%を乗じた価額で本新株予約権の全てを行使しなければならない。
- (3) 本新株予約権者は、当社取締役の地位（以下「権利行使資格」という。）を喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - (ア) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (イ) 取締役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - (ウ) 任期途中で、取締役を退任した場合
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(4)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
- (6) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が、上記「3 権利行使の条件等」(6)の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「1 株式の数の調整」に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び「2 払込金額の調整」に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記「3 権利行使の条件等」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
上記「4 新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 1	2	20,202	180	1,048,755	180	458,755
平成23年4月1日 (注) 2	4,020,198	4,040,400	—	1,048,755	—	458,755
平成23年12月15日 (注) 3	900,000	4,940,400	329,580	1,378,335	329,580	788,335
平成24年1月12日 (注) 4	103,100	5,043,500	37,755	1,416,090	37,755	826,090
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 5	4,400	5,047,900	2,311	1,418,401	2,311	828,401

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

(注) 2 株式分割(1:200)によるものであります。

(注) 3 有償一般募集

発行価格 781.00円

発行価額 732.40円

資本組入額 366.20円

払込金総額 659,160千円

(注) 4 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 大和証券キャピタル・マーケット(株)

発行価格 781.00円

発行価額 732.40円

資本組入額 366.20円

払込金総額 75,510千円

(注) 5 新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,311千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（名）	—	9	17	28	5	3	2,031	2,093	—
所有株式数（単元）	—	10,834	1,344	19,467	577	12	18,238	50,472	700
所有株式数の割合（%）	—	21.5	2.7	38.6	1.1	0.0	36.1	100.0	—

(注) 自己株式80株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	1,279,600	25.3
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2-5-20	358,800	7.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	316,000	6.3
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	240,000	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	181,400	3.6
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	160,000	3.2
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	156,800	3.1
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3-7-3	100,000	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	100,000	2.0
江藤 公則	東京都目黒区	59,600	1.2
計	—	2,952,200	58.5

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	316,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	181,400株

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,047,200	50,472	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 700	—	—
発行済株式総数	5,047,900	—	—
総株主の議決権	—	50,472	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は以下のとおりです。

① 平成18年10月31日の臨時株主総会決議

当社はストックオプション制度を採用しております。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成18年10月31日開催の臨時株主総会 及び平成18年10月31日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 30
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日開催の定時株主総会決議 及び平成19年9月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日開催の定時株主総会決議 及び平成19年9月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 平成20年6月24日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役（社外取締役を除く）に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

平成20年10月16日開催の取締役会決議

決議年月日	平成20年6月24日開催の定時株主総会決議 及び平成20年10月16日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

⑤ 平成24年2月29日開催の取締役会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役（社外取締役を除く）に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議されたものであります。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

平成24年 2月29日開催の取締役会決議

決議年月日	平成24年 2月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（社外取締役を除く）
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	80	57,200
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	80	—	80	—

3 【配当政策】

当社は、期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

配当回数につきましては、年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、新規事業の開始や、今後の海外展開等、効果的に投資してまいります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、将来の事業展開を勘案し、引き続き内部留保を拡充いたしますが、同時に安定した利益還元を目的として1株当たり25円の期末配当を実施することを決定いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年6月26日 定時株主総会決議	126,195	25

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高 (円)	589,000	292,000	328,000	310,000 □1,017	796 ※1,335
最低 (円)	101,000	84,000	130,100	175,000 □930	690 ※777

(注) 1 最高・最低株価は、平成23年12月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。それ以前は平成22年10月12日より大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。なお、第12期の事業年度別最高・最低株価のうち、※印は大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。また、大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) について、平成23年12月29日付で上場廃止申請を行い、平成24年2月18日付で、上場廃止となっております。

(注) 2 □印は、株式分割 (平成23年4月1日: 1株→200株) による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高 (円)	1,068	1,000	771 ※823	760	787	796
最低 (円)	950	777	718 ※785	690	722	722

(注) 最高・最低株価は、平成23年12月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。それ以前は大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。なお、大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) について、平成23年12月29日付で上場廃止申請を行い、平成24年2月18日付で、上場廃止となっております。なお、平成23年12月の月別最高・最低株価のうち、※印は大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	江藤 公則	昭和50年1月10日	平成10年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年9月 当社出向 当社ゼネラル・マネージャー 兼営業統括部長 平成15年5月 当社経営企画室長兼営業部長 平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 当社代表取締役社長 平成18年11月 当社に転籍 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	59,600
常務取締役	—	加藤 和彦	昭和27年1月17日	昭和49年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年10月 同社保険総合営業部第三課長 平成12年4月 同社大阪保険部部長代行 平成13年4月 伊藤忠保険サービス株式会社大阪支店長 代行 平成14年4月 同社大阪支店長 平成15年4月 伊藤忠商事株式会社保険営業開発部 名古屋保険課長 平成18年4月 当社出向 当社営業部長 平成18年10月 当社取締役 平成18年11月 当社に転籍 当社取締役兼営業部長 平成19年4月 当社取締役営業管掌兼事業法人営業部長 平成20年4月 当社取締役営業管掌兼営業部長 平成21年4月 当社取締役営業(営業一部・営業二部・ 西日本営業部)管掌兼営業一部長 平成21年7月 当社取締役執行役員営業(営業一部・営 業二部・西日本営業部)管掌兼営業一部 長 平成22年1月 当社取締役執行役員営業(営業部)管掌 兼営業部長 平成22年6月 当社常務取締役執行役員営業部管掌兼 営業部長 平成24年1月 当社常務取締役執行役員営業部長 平成24年5月 当社常務取締役(現任)	(注) 3	9,400
取締役	執行役員 経営管理 部長	唐津 秀夫	昭和30年10月12日	昭和53年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年4月 株式会社さくら銀行大口支店長 平成12年4月 株式会社さくら総合研究所企画部長 平成14年4月 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 平成15年10月 同行お客さまサービス部長 平成18年4月 ジャパン・ベンション・ナビゲーター 株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社社外取締役就任 平成21年6月 当社社外取締役退任 平成22年4月 当社入社 平成22年5月 当社経営管理部長 平成22年6月 当社取締役執行役員経営管理部管掌兼 経営管理部長 平成24年1月 当社取締役執行役員経営管理部長 (現任)	(注) 3	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員 営業部長	永井 譲次	昭和25年4月15日	昭和48年4月 株式会社埼玉銀行入行 昭和61年2月 埼玉ファイナンス・スイス株式会社出向 平成3年4月 株式会社あさひ銀行熊谷西支店長 平成6年4月 スイスあさひ銀行株式会社出向 平成9年4月 あさひ証券株式会社出向 平成11年4月 昭栄保険サービス株式会社出向 平成14年5月 昭栄保険サービス株式会社転籍 平成15年9月 日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社入社 平成17年9月 株式会社アスク入社 平成17年12月 同社監査役 平成20年3月 当社入社 平成20年4月 当社内部監査室長 平成23年6月 当社取締役執行役員業務企画部管掌 平成24年1月 当社取締役執行役員リスク管理室長 平成24年5月 当社取締役執行役員営業部長（現任）	(注) 3	100
取締役	—	永沢 良一	昭和17年1月1日	昭和42年10月 株式会社伊藤ヨーカ堂入社 昭和43年10月 株式会社帝国データバンク入社 昭和57年10月 同社神戸支店次長 昭和62年8月 同社神戸支店長 平成2年3月 同社調査第5部長 平成3年10月 同社総務部長 平成6年11月 同社営業部長 平成7年10月 同社調査第2部長 平成13年4月 同社取締役管理本部長 平成21年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	—	山本 和洋	昭和43年10月16日	平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年2月 Siam Cosmos Services Co.,Ltd. 出向 平成13年5月 伊藤忠保険サービス株式会社出向 平成16年4月 Cosmos Services Co.,Ltd. 出向 平成16年7月 Cosmos Services Co.,Ltd. Director 平成19年7月 Cosmos Services Co.,Ltd. 平成20年6月 Cosmos Services Co.,Ltd. Managing Director 平成23年5月 伊藤忠商事株式会社金融・保険事業部保険第二事業室長（現任） 平成23年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	松本 清	昭和20年2月10日	昭和42年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社保険部門 部門長代行兼保険総合営業部長 平成9年10月 伊藤忠保険サービス株式会社出向 同社代表取締役社長 平成13年4月 当社出向 平成13年6月 当社常勤監査役 平成14年4月 QBE保険会社日本支社 特定法人営業部長 平成15年6月 伊藤忠インシュアランス・ブローカーズ株式会社取締役 平成17年4月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	榎 廣美	昭和22年3月8日	昭和45年4月 大和証券株式会社入社 平成8年6月 同社運用企画部長 平成9年5月 ユニバーサル証券株式会社出向 参与債券部担当 平成11年6月 同社取締役人事部長 平成12年4月 つばさ証券株式会社 執行役員人事部長 平成14年6月 UFJつばさ証券株式会社 常務執行役員人事部担当 平成15年3月 同社常務執行役員営業本部長 平成15年6月 同社取締役専務執行役員営業本部長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社 取締役専務執行役員 平成18年7月 同社顧問 平成19年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	山岡 信一郎	昭和44年7月21日	平成6年10月 監査法人トーマツ入所 平成11年3月 公認会計士登録 平成19年10月 株式会社ヴェリタス・アカウンティング 設立 同社代表取締役社長（現任） 山岡法律会計事務所設立 パートナー （現任） 表参道公認会計士共同事務所 パートナ ー 平成22年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
計						75,100

- (注) 1 取締役永沢良一及び山本和洋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役榎廣美及び山岡信一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役江藤公則、加藤和彦、唐津秀夫、永井譲次、永沢良一、山本和洋の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は監査役設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。

こうした観点から、経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役による外部からの意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂く一方、独立性の高い社外監査役を含む監査役3名が経営を監視することで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。また、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等（提出日現在）

(i) 取締役会

取締役会は6名（うち、社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で社外取締役を招聘しております。

(ii) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成されており、このうち社外監査役山岡信一郎氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役であります。

監査役会は、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。

(iii) 経営会議

経営会議は代表取締役の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、代表取締役が決定することを目的として、原則として毎週1回開催しております。構成員は、代表取締役、常勤取締役とし、取締役会付議事項及び業務執行に関する事項について意思決定を行っておりますが、常勤監査役及び内部監査室長も出席メンバーに加え、意見を述べることで牽制を図っております。

(iv) 幹部会議及び合同会議

当社は社長以下常勤取締役と部長・支店長、及び課長以上が出席する幹部会議を毎週開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役、常勤監査役、本社全従業員が参加する合同会議を毎月月初に定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。

(v) 法律顧問

当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

③ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(i) 内部監査

当社は常設の組織として内部監査室を設置し、3名の内部監査室員を配置しております。内部監査室は、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。内部監査室、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

(ii) 監査役監査

当社では、監査役監査の強化の観点から監査役会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

(iii) 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		
指定有限責任社員	業務執行社員	松村 浩司
指定有限責任社員	業務執行社員	酒井 博康

また、当社の会計監査業務に係わる監査補助者は、公認会計士1名、会計士補等4名、その他3名であります。

(iv) 内部統制部門と監査役監査、内部監査、会計監査との連携

監査役と会計監査人及び内部監査室は、随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあっております。また、監査役は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、内部統制の監査及び評価の実施に際して、内部統制部門に対して、業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、内部統制部門は、監査役、会計監査人及び内部監査室による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役2名、及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、社外監査役は監査役会等にて、社内情報の収集に努めるとともに取締役会に出席し、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、社外監査役を含む監査役会は内部監査室及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は、内部統制部門を管轄する取締役より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。

社外取締役である永沢良一は過去において(株)帝国データバンクの取締役であったことがありますが、当社との間に特別な利害関係はございません。

社外取締役である山本和洋は大株主である伊藤忠商事(株)から招聘した役員であります。過去において伊藤忠保険サービス(株)に出向したことがあり、現在は伊藤忠商事(株)金融・保険事業部保険第二事業室長を兼任しております。同氏は海外における保険事業の統括経験を有し、保険部門においての知識も有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映することを目的に招聘いたしました。伊藤忠商事(株)及び同社グループと当社との関係は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (4) 伊藤忠商事(株)グループとの関係について」に記載したとおりであります。

社外監査役榎廣美は過去において大和証券(株)の運用企画部長及び三菱UFJ証券(株)（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)）の取締役であったことがあり、社外監査役である山岡信一郎は監査法人トーマツ（現有限責任監査

法人トーマツ)の職員であったことがあります。いずれも当社との間に特別な利害関係はございません。

なお、当社は㈱帝国データバンク、大和証券㈱及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱と通常の営業取引がございます。また、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。詳細については「第4提出会社の状況 6 コーポレートガバナンスの状況 (2) 監査報酬の内容等」に記載したとおりであります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

⑤ リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営管理部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長よりリスク管理について周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令遵守及びリスク管理における問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

⑥ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	98,076	63,381	22,451	—	12,243	5
監査役 (社外監査役を除く。)	7,469	6,639	—	—	829	1
社外役員	8,092	8,092	—	—	—	4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬制度は役員任期と合わせ単年度の全社業績に対する業績連動型報酬制度であり、個々の取締役の担当職務の成果も考慮して増減調整する制度であります。

取締役の経営判断の結果である企業収益に依存する報酬制度を導入することで、取締役に妥当な経営判断への誘引を与え、同時に報酬減少のリスクを負担させることにより特定株主の利益ではなく、業績という全株主利益の実現を通じた株主価値向上への動機付けを実現したと考えております。

ストックオプションの付与については、各取締役の職責に応じ、協議して割当数量を決定しております。

⑦ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 自己株式取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

⑬ 中間配当

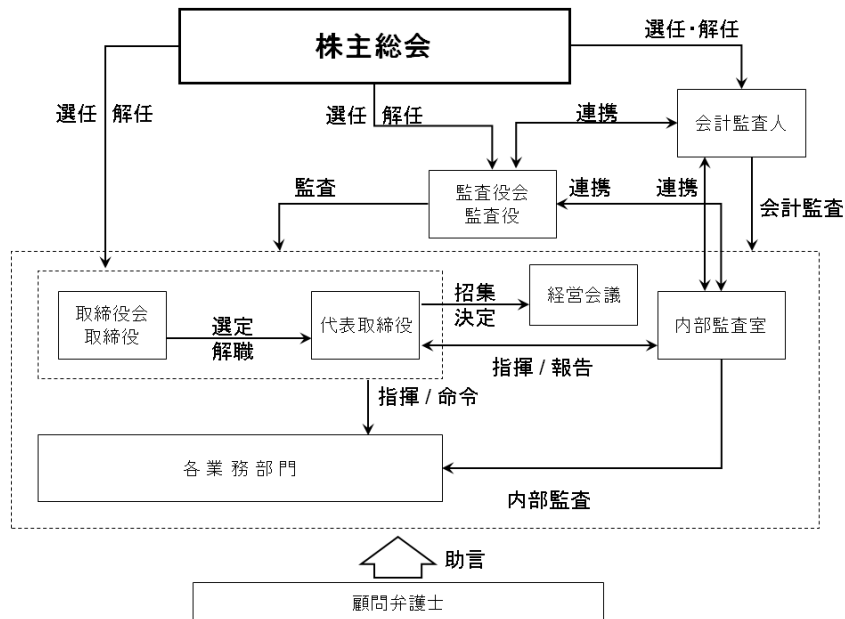
当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。

(平成24年6月27日現在)



(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	15,500	—	15,000	3,672
連結子会社	—	—	—	—
計	15,500	—	15,000	3,672

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、上場に係る回答書作成業務及びコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。
会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 4,293,382	※1 4,617,493
売掛金	18,345	33,557
有価証券	—	498,324
前払費用	※2 352,250	※2 620,686
繰延税金資産	96,897	70,444
未収入金	4,663	11,476
その他	13,344	22,215
流動資産合計	4,778,884	5,874,198
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	41,424	41,529
減価償却累計額	△14,987	△21,835
建物及び構築物（純額）	26,437	19,693
機械装置及び運搬具	—	734
減価償却累計額	—	△191
機械装置及び運搬具（純額）	—	543
工具、器具及び備品	49,693	55,482
減価償却累計額	△29,593	△38,558
工具、器具及び備品（純額）	20,100	16,923
リース資産	7,391	7,391
減価償却累計額	△2,665	△3,897
リース資産（純額）	4,726	3,494
有形固定資産合計	51,263	40,655
無形固定資産		
ソフトウェア	156,552	116,766
その他	—	6,624
無形固定資産合計	156,552	123,391
投資その他の資産		
投資有価証券	496,592	517,835
長期前払費用	155	322
敷金及び保証金	67,951	67,695
繰延税金資産	9,214	5,022
保険積立金	656	2,831
投資その他の資産合計	574,570	593,707
固定資産合計	782,385	757,753
資産合計	5,561,270	6,631,951

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,184	47,009
リース債務	1,282	1,454
未払法人税等	229,562	151,563
保証履行引当金	176,892	85,044
賞与引当金	62,611	74,039
前受金	※3 1,795,661	※3 1,833,733
その他	95,482	89,994
流動負債合計	2,385,678	2,282,838
固定負債		
リース債務	3,903	2,573
役員退職慰労引当金	59,667	63,392
固定負債合計	63,571	65,966
負債合計	2,449,249	2,348,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,755	1,418,401
資本剰余金	458,755	828,401
利益剰余金	1,033,286	1,421,091
自己株式	—	△57
株主資本合計	2,540,796	3,667,837
新株予約権	51,558	42,374
少数株主持分	519,665	572,934
純資産合計	3,112,020	4,283,146
負債純資産合計	5,561,270	6,631,951

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	3,291,314	3,416,327
売上原価	1,448,992	1,321,909
売上総利益	1,842,322	2,094,417
販売費及び一般管理費	※1 1,110,235	※1 1,251,456
営業利益	732,086	842,960
営業外収益		
受取利息	12,508	11,591
為替差益	—	31
その他	6	—
営業外収益合計	12,514	11,622
営業外費用		
支払利息	215	175
営業外費用合計	215	175
経常利益	744,385	854,408
特別利益		
新株予約権戻入益	—	31,093
特別利益合計	—	31,093
特別損失		
固定資産除却損	※2 305	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,042	—
特別損失合計	1,348	—
税金等調整前当期純利益	743,037	885,502
法人税、住民税及び事業税	363,136	327,760
法人税等調整額	△59,268	30,644
法人税等合計	303,867	358,405
少数株主損益調整前当期純利益	439,169	527,097
少数株主利益	10,168	58,483
当期純利益	429,000	468,613

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	439,169	527,097
包括利益	439,169	527,097
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	429,000	468,613
少数株主に係る包括利益	10,168	58,483

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)	
	株主資本			
資本金				
当期首残高		1,048,755		1,048,755
当期変動額				
新株の発行		—		367,335
新株の発行（新株予約権の行使）		—		2,311
当期変動額合計		—		369,646
当期末残高		1,048,755		1,418,401
資本剰余金				
当期首残高		458,755		458,755
当期変動額				
新株の発行		—		367,335
新株の発行（新株予約権の行使）		—		2,311
当期変動額合計		—		369,646
当期末残高		458,755		828,401
利益剰余金				
当期首残高		664,891		1,033,286
当期変動額				
剰余金の配当		△60,606		△80,808
当期純利益		429,000		468,613
当期変動額合計		368,394		387,805
当期末残高		1,033,286		1,421,091
自己株式				
当期首残高		—		—
当期変動額				
自己株式の取得		—		△57
当期変動額合計		—		△57
当期末残高		—		△57
株主資本合計				
当期首残高		2,172,401		2,540,796
当期変動額				
新株の発行		—		734,670
新株の発行（新株予約権の行使）		—		4,622
剰余金の配当		△60,606		△80,808
当期純利益		429,000		468,613
自己株式の取得		—		△57
当期変動額合計		368,394		1,127,041
当期末残高		2,540,796		3,667,837

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
新株予約権		
当期首残高	29,453	51,558
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,104	△9,184
当期変動額合計	22,104	△9,184
当期末残高	51,558	42,374
少数株主持分		
当期首残高	511,964	519,665
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,701	53,268
当期変動額合計	7,701	53,268
当期末残高	519,665	572,934
純資産合計		
当期首残高	2,713,819	3,112,020
当期変動額		
新株の発行	—	734,670
新株の発行(新株予約権の行使)	—	4,622
剰余金の配当	△60,606	△80,808
当期純利益	429,000	468,613
自己株式の取得	—	△57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29,806	44,084
当期変動額合計	398,200	1,171,126
当期末残高	3,112,020	4,283,146

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		743,037		885,502
減価償却費		61,335		59,913
株式報酬費用		22,104		22,451
保証履行引当金の増減額 (△は減少)		146,946		△91,848
賞与引当金の増減額 (△は減少)		22,289		11,428
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		13,181		3,724
受取利息		△12,508		△11,591
新株予約権戻入益		—		△31,093
固定資産除却損		305		—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		1,042		—
売上債権の増減額 (△は増加)		△895		△15,211
仕入債務の増減額 (△は減少)		△46,650		22,825
前払費用の増減額 (△は増加)		△69,472		△268,435
未収入金の増減額 (△は増加)		2,905		△6,812
前受金の増減額 (△は減少)		87,695		38,071
その他		3,528		△12,097
小計		974,846		606,825
利息の受取額		12,011		10,040
利息の支払額		△165		△175
法人税等の支払額		△291,714		△402,255
営業活動によるキャッシュ・フロー		694,977		214,434
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の増減額 (△は増加)		△250,000		150,000
有形固定資産の取得による支出		△39,329		△11,424
有形固定資産の売却による収入		14,898		—
無形固定資産の取得による支出		△1,938		△7,137
投資有価証券の取得による支出		—		△518,730
敷金の差入による支出		△6,609		△2,333
敷金の回収による収入		2,887		705
保険積立金の積立による支出		△656		△2,175
投資活動によるキャッシュ・フロー		△280,748		△391,094
財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出		△1,236		△1,157
ストックオプションの行使による収入		—		3,000
株式の発行による収入		—		734,670
自己株式の取得による支出		—		△57
新株予約権の発行による収入		—		1,080
配当金の支払額		△60,023		△81,550
少数株主への配当金の支払額		—		△5,214
財務活動によるキャッシュ・フロー		△61,260		650,770
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		352,968		474,110
現金及び現金同等物の期首残高		1,840,413		2,193,382
現金及び現金同等物の期末残高		* 2,193,382		* 2,667,493

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社名
クレジット・クリエイション1号匿名組合
クレジット・インベストメント1号匿名組合
 - (2) 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。
- 2 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項
当連結会計年度において、連結子会社クレジット・クリエイション1号匿名組合は、決算日を3月31日に変更し連結決算日と同一になっております。
連結子会社クレジット・インベストメント1号匿名組合の決算日は、7月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
 - (ロ) デリバティブ
クレジット・デフォルト・スワップ
時価のないもの
債務保証に準じた処理をしております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) リース資産以外の固定資産
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	4～5年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (ロ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 保証履行引当金
保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- (5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	100,000千円	350,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。

※2 前払費用

主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。

※3 前受金

当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。

4 偶発債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
保証債務	136,922,400千円	保証債務	162,744,641千円
当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。		当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。	
なお、これに係る保証債務のうち127,119,108千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。		なお、これに係る保証債務のうち147,985,313千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。	

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
給与及び手当	365,832千円	443,879千円
賞与引当金繰入額	62,373	72,586
役員退職慰労引当金繰入額	13,181	13,073

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	305千円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,202	—	—	20,202

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	51,558	
合計		—	—	—	—	51,558	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	60,606	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	80,808	4,000	平成23年3月31日	平成23年6月24日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）（注）1	20,202	5,027,698	—	5,047,900
合計	20,202	5,027,698	—	5,047,900
自己株式				
普通株式（株）（注）2	—	80	—	80
合計	—	80	—	80

（注）1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加5,027,698株は、株式分割による増加4,020,198株、公募増資による増加900,000株、ストック・オプションの行使による増加4,400株及び第三者割当増資による増加103,100株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加80株は、単元未満株式の買取による増加80株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	42,374
合計		—	—	—	—	—	42,374

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	80,808	4,000	平成23年3月31日	平成23年6月24日

（注）1株当たり配当額について、基準日が平成23年3月31日であるため、平成23年4月1日付の株式分割（1:200）は加味しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	126,195	25	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
現金及び預金勘定	4,293,382千円	4,617,493千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△2,100,000	△1,950,000
現金及び現金同等物	2,193,382	2,667,493

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社及び各支店における什器・備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(2)(ロ)」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	3,080	2,977	102
合計	3,080	2,977	102

(単位：千円)

	当連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	111	—
1年超	—	—
合計	111	—

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	670	111
減価償却費相当額	616	102
支払利息相当額	15	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債及び格付けがA格以上の社債に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、発生頻度は極めて低くなっております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

満期保有目的の債券は、国債及び格付けがA格以上の社債を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,293,382	4,293,382	—
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	496,592	505,900	9,307
資産計	4,789,975	4,799,282	9,307

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点で存在する契約上の保証料と、期末時点で存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当期末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料と近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料として期末時点で1,795,661千円計上されています。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,617,493	4,617,493	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,016,160	1,021,340	5,179
資産計	5,633,653	5,638,833	5,179

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点に存在する契約上の保証料と、期末時点に存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当期末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料と近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料として期末時点で1,833,733千円計上されています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及び投資有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,293,382	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	—	500,000	—	—
合計	4,293,382	500,000	—	—

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,617,493	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	500,000	—	—	—
(2) 社債	—	500,000	—	—
合計	5,117,493	500,000	—	—

(有価証券関係)
満期保有目的の債券
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	496,592	505,900	9,307
	計	496,592	505,900	9,307

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	498,324	503,350	5,025
	(2)社債	302,349	302,770	420
	(3)その他	—	—	—
	小計	800,673	806,120	5,446
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	215,486	215,220	△266
	(3)その他	—	—	—
	小計	215,486	215,220	△266
	計	1,016,160	1,021,340	5,179

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

当社グループはクレジット・デフォルト・スワップ取引を行なっていますが、債務保証に準じた処理を行っているため、デリバティブ取引に関する注記として記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額	5,582千円	6,479千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売費及び一般管理費	22,104	22,451

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	—	1,080

3. 権利不行使による失効に伴う利益計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益 (新株予約権戻入益)	—	31,093

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名	当社取締役 3名	当社従業員 2名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 139,000株	普通株式 38,000株	普通株式 12,000株	普通株式 40,000株
付与日	平成18年10月31日	平成19年10月1日	平成19年10月1日	平成20年11月1日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間 (注) 3	平成18年10月31日～ 平成23年10月31日	平成19年10月1日～ 平成22年6月29日	平成19年10月1日～ 平成21年6月29日	平成20年11月1日～ 平成23年10月16日
権利行使期間 (注) 3	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日	平成23年1月28日	平成24年2月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名	当社取締役 4名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 40,000株	普通株式 40,000株	普通株式 90,000株
付与日	平成22年4月15日	平成23年2月14日	平成24年3月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間(注) 3	平成22年4月15日～ 平成25年4月14日	平成23年2月14日～ 平成25年2月13日	—
権利行使期間(注) 3	平成25年4月15日～ 平成30年4月14日	平成25年2月14日～ 平成33年2月13日	平成24年3月15日～ 平成34年3月14日

(注) 1. スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。なお、平成23年4月1日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	—	—	—	40,000
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	40,000
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	105,600	38,000	6,000	—
権利確定(株)	—	—	—	40,000
権利行使(株)	—	—	—	4,400
失効(株)	10,400	—	—	—
未行使残(株)	95,200	38,000	6,000	35,600

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日	平成23年1月28日	平成24年2月29日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	40,000	40,000	—
付与(株)	—	—	90,000
失効(株)	40,000	40,000	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	90,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

(注) 当連結会計年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成23年4月1日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利行使価格(円)	900	930	930	682
行使時平均株価(円)	—	—	—	723
付与日における公正な評価単価(円)	—	647	592	368

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日	平成23年1月28日	平成24年2月29日
権利行使価格(円)	1,380	1,300	763
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	683	719	1,200

(注) 平成23年4月1日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

5. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第2回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間 (役員) 4.5～5年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

③ 予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率 (役員) 1.152%～1.205%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第3回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間 (従業員) 3.5～4年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

③ 予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率 (従業員) 0.994%～1.075%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第4回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 87.42%

平成19年3月8日～平成20年10月31日(19ヶ月と24日間)の株価変動率に、類似会社の19ヶ月と24日間の株価変動率に対する付与日から2年間の株価変動率の比を乗じて算定しております。

② 予想残存期間 (役員) 4.954年

③ 予想配当 0円/株

平成20年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率 (役員) 0.883%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

(第5回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 74.42%

平成19年3月8日～平成22年4月15日(37ヶ月と7日間)の株価変動率により算定しております。

② 予想残存期間 (役員) 5.499年

③ 予想配当 1,500円/株

平成21年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率 (役員) 0.618%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

(第6回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 68.44%

平成19年3月8日～平成23年2月14日(47ヶ月と6日間)の株価変動率により算定しております。

② 予想残存期間 (役員) 6年

③ 予想配当 3,000円/株

平成22年3月期の配当実績によっております。

④ 無リスク利子率 (役員) 0.742%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

(第7回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

モンテカルロシミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動率 62.50%

満期までの期間に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

② 予想配当利回り 3.28%

③ 無リスク利子率 0.995%

満期までの期間に対応した償還年月日平成34年3月21日の超長期国債55の流通利回りを基準といたしました。

6. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

7. 連結会計年度末における本源的価値の合計額等

	第1回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日
当連結会計年度末における本源的価値の合計額(千円)	—
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(千円)	—

(注) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額は、期末日の株価に基づいて算定しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
未払事業税	17,749千円	11,469千円
賞与引当金	25,476	28,142
保証履行引当金	71,977	32,325
その他	9,236	8,510
計	124,439	80,448
繰延税金負債 (流動)		
匿名組合分配金	△27,542	△10,004
計	△27,542	△10,004
繰延税金資産(流動)純額	96,897	70,444
繰延税金資産 (固定)		
役員退職慰労引当金	24,278	22,593
その他	5,559	5,022
計	29,838	27,615
評価性引当額	△20,624	△22,593
繰延税金資産 (固定) 純額	9,214	5,022
繰延税金資産合計	106,111	75,467

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は5,446千円減少し、法人税等調整額は5,446千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

【関連情報】

I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	伊藤忠商事㈱	東京都 港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接31.7	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注) 2	88,038 (3,543,630)	前受金	36,969

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	伊藤忠商事㈱	東京都 港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接25.3	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注) 2	99,895 (3,643,500)	前受金	48,971

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	40,773 (1,897,000)	前受金	26,700
その他の関係会社の子会社	コーナンフリオート㈱	大阪府大阪市	100	石油事業	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	9,117 (579,070)	前受金	5,162
その他の関係会社の子会社	伊藤忠エネクス㈱	東京都港区	19,877	石油卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	11,570 (507,390)	前受金	6,387
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	6,172 (459,320)	前受金	6,451
その他の関係会社の子会社	伊藤忠紙パルプ㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	11,491 (331,190)	前受金	7,337
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ホームファッション㈱	東京都中央区	335	寝具類卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	6,720 (313,070)	前受金	2,751
その他の関係会社の子会社	コンバースフットウェア㈱	東京都千代田区	350	靴卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	1,241 (265,610)	前受金	842
その他の関係会社の子会社	サンエイト貿易㈱	東京都千代田区	46	食品原材料輸入販売	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	1,880 (252,520)	前受金	2,642
その他の関係会社の子会社	小倉興産エネルギー㈱	福岡県北九州市	400	石油卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	2,524 (234,720)	前受金	2,310
その他の関係会社の子会社	I F A㈱	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	4,000 (216,980)	前受金	995
その他の関係会社の子会社	C I P S アドバンス㈱	大阪府大阪市	20	化学製品卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	7,190 (188,000)	前受金	4,203
その他の関係会社の子会社	伊藤忠エネクスホームライフ関西㈱	大阪府大阪市	60	石油卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	4,409 (108,300)	前受金	1,838
その他の関係会社の子会社	V C J コーポレーション㈱	東京都中央区	490	総合卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	2,865 (74,060)	前受金	1,738
その他の関係会社の子会社	㈱エヌ・エフ・シー	東京都渋谷区	100	衣料生産販売	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	1,160 (70,500)	前受金	1,096
その他の関係会社の子会社	伊藤忠食品㈱	大阪府大阪市	4,923	缶詰・瓶詰食品卸	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注)2	2,184 (59,000)	前受金	358

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	37,944 (3,069,000)	前受金	44,725
その他の関係会社の子会社	エネクスフリート㈱	大阪府大阪市	100	石油事業	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	30,504 (1,358,000)	前受金	15,679
その他の関係会社の子会社	伊藤忠エネクス㈱	東京都港区	19,877	石油卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	17,730 (725,500)	前受金	8,561
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ケミカルフロンティア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	7,075 (500,000)	前受金	6,870
その他の関係会社の子会社	伊藤忠紙パルプ㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	10,377 (558,000)	前受金	9,737
その他の関係会社の子会社	伊藤忠ホームファッション㈱	東京都中央区	335	寝具類卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	7,097 (457,000)	前受金	5,665
その他の関係会社の子会社	コンバースフットウェア㈱	東京都千代田区	350	靴卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	4,289 (276,000)	前受金	811
その他の関係会社の子会社	サンエイト貿易㈱	東京都千代田区	46	食品原材料輸入販売	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	4,773 (299,500)	前受金	2,969
その他の関係会社の子会社	小倉興産エネルギー㈱	福岡県北九州市	400	石油卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	12,436 (885,000)	前受金	7,535
その他の関係会社の子会社	シーアイマテックス㈱	東京都中央区	250	化学製品卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	7,688 (2,176,000)	前受金	28,969
その他の関係会社の子会社	CIPSアドバンス㈱	大阪府大阪市	20	化学製品卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	8,092 (441,000)	前受金	6,445
その他の関係会社の子会社	伊藤忠エネクスホームライフ関西㈱	大阪府大阪市	60	石油卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	4,419 (85,000)	前受金	1,843
その他の関係会社の子会社	VCJコーポレーション㈱	東京都中央区	490	総合卸	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	2,604 (67,500)	前受金	1,731
その他の関係会社の子会社	㈱エヌ・エフ・シー	東京都渋谷区	100	衣料生産販売	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	2,713 (233,000)	前受金	5,210
その他の関係会社の子会社	シーアイ化成㈱	東京都中央区	5,500	化学製品製造・販売	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注) 2	1,682 (88,000)	前受金	—

(注) 1 上記(ア)、(イ)金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	628円85銭	726円62銭
1株当たり当期純利益金額	106円18銭	108円23銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	105円20銭	107円96銭

(注) 1. 当社は、平成23年4月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	125,769円53銭
1株当たり当期純利益金額	21,235円55銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	21,039円52銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	3,112,020	4,283,146
普通株式に係る純資産額(千円)	2,540,796	3,667,837
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	571,224	615,308
(うち新株予約権)	(51,558)	(42,374)
(うち少数株主持分)	(519,665)	(572,934)
普通株式の発行済株式数(株)	4,040,400	5,047,900
普通株式の自己株式数(株)	—	80
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,040,400	5,047,820

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	429,000	468,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	429,000	468,613
期中平均株式数(株)	4,040,400	4,329,622
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	37,600	11,135
(うち新株予約権)	(37,600)	(11,135)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成22年3月30日開催及び平成23年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権	平成19年9月25日開催及び平成24年2月29日開催の取締役会決議による新株予約権

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,282	1,454	3.9	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,903	2,573	3.9	平成25年4月～ 平成27年2月
合計	5,186	4,028	—	—

(注) 1 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,379	1,193	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	856,774	1,695,931	2,553,954	3,416,327
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	228,908	438,201	647,370	885,502
四半期(当期)純利益金額(千円)	116,573	229,521	333,682	468,613
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	28.85	56.82	81.46	108.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	28.85	27.97	24.75	26.80

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 3,127,297	※2 3,409,407
売掛金	18,345	33,557
有価証券	—	498,324
前払費用	※3 352,250	※3 620,686
繰延税金資産	58,174	52,560
未収入金	4,660	17,136
その他	1,780	2,612
流動資産合計	3,562,509	4,634,285
固定資産		
有形固定資産		
建物	41,424	41,529
減価償却累計額	△14,987	△21,835
建物（純額）	26,437	19,693
機械装置及び運搬具	—	734
減価償却累計額	—	△191
機械装置及び運搬具（純額）	—	543
工具、器具及び備品	49,693	55,482
減価償却累計額	△29,593	△38,558
工具、器具及び備品（純額）	20,100	16,923
リース資産	7,391	7,391
減価償却累計額	△2,665	△3,897
リース資産（純額）	4,726	3,494
有形固定資産合計	51,263	40,655
無形固定資産		
ソフトウェア	156,552	116,766
その他	—	6,624
無形固定資産合計	156,552	123,391
投資その他の資産		
投資有価証券	496,592	201,896
関係会社債	—	315,939
その他の関係会社有価証券	519,674	589,832
長期前払費用	155	322
繰延税金資産	28,912	13,967
敷金及び保証金	67,951	67,695
保険積立金	656	2,831
投資その他の資産合計	1,113,943	1,192,484
固定資産合計	1,321,758	1,356,531
資産合計	4,884,268	5,990,816

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,385	59,437
リース債務	1,282	1,454
未払金	52,973	48,619
未払費用	20,934	24,617
未払法人税等	229,562	151,563
前受金	※1, ※4 1,795,661	※1, ※4 1,833,733
保証履行引当金	14,038	11,673
賞与引当金	62,611	74,039
その他	6,890	9,498
流動負債合計	2,228,341	2,214,638
固定負債		
リース債務	3,903	2,573
役員退職慰労引当金	59,667	63,392
固定負債合計	63,571	65,966
負債合計	2,291,913	2,280,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,755	1,418,401
資本剰余金		
資本準備金	458,755	828,401
資本剰余金合計	458,755	828,401
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,033,286	1,421,091
利益剰余金合計	1,033,286	1,421,091
自己株式	—	△57
株主資本合計	2,540,796	3,667,837
新株予約権	51,558	42,374
純資産合計	2,592,354	3,710,212
負債純資産合計	4,884,268	5,990,816

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	3,293,768	3,436,172
売上原価		
支払保証料	1,270,487	1,306,242
支払手数料	182,805	200,091
保証履行引当金繰入額	14,038	1,115
保証履行損失	4,076	—
売上原価合計	1,471,407	1,507,449
売上総利益	1,822,361	1,928,722
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	44,629	56,291
役員報酬	96,254	100,565
給料及び手当	371,414	450,358
賞与引当金繰入額	62,273	72,586
役員退職慰労引当金繰入額	13,181	13,073
減価償却費	61,335	59,913
賃借料	5,153	3,144
地代家賃	83,685	77,460
情報システム費	29,904	28,449
旅費及び交通費	31,873	31,235
その他	281,601	330,597
販売費及び一般管理費合計	1,081,308	1,223,678
営業利益	741,052	705,044
営業外収益		
受取利息	6,008	4,325
有価証券利息	5,705	6,454
匿名組合投資利益	—	70,158
為替差益	—	31
その他	6	—
営業外収益合計	11,720	80,969
営業外費用		
支払利息	215	175
匿名組合投資損失	6,152	—
営業外費用合計	6,368	175
経常利益	746,404	785,838
特別利益		
新株予約権戻入益	—	31,093
特別利益合計	—	31,093
特別損失		
固定資産除却損	※ 305	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,042	—
特別損失合計	1,348	—
税引前当期純利益	745,056	816,932
法人税、住民税及び事業税	363,136	327,760
法人税等調整額	△43,471	20,558
法人税等合計	319,664	348,319
当期純利益	425,391	468,613

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,048,755	1,048,755
当期変動額		
新株の発行	—	367,335
新株の発行(新株予約権の行使)	—	2,311
当期変動額合計	—	369,646
当期末残高	1,048,755	1,418,401
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	458,755	458,755
当期変動額		
新株の発行	—	367,335
新株の発行(新株予約権の行使)	—	2,311
当期変動額合計	—	369,646
当期末残高	458,755	828,401
資本剰余金合計		
当期首残高	458,755	458,755
当期変動額		
新株の発行	—	367,335
新株の発行(新株予約権の行使)	—	2,311
当期変動額合計	—	369,646
当期末残高	458,755	828,401
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	668,500	1,033,286
当期変動額		
剰余金の配当	△60,606	△80,808
当期純利益	425,391	468,613
当期変動額合計	364,785	387,805
当期末残高	1,033,286	1,421,091
利益剰余金合計		
当期首残高	668,500	1,033,286
当期変動額		
剰余金の配当	△60,606	△80,808
当期純利益	425,391	468,613
当期変動額合計	364,785	387,805
当期末残高	1,033,286	1,421,091

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△57
当期変動額合計	—	△57
当期末残高	—	△57
株主資本合計		
当期首残高	2,176,010	2,540,796
当期変動額		
新株の発行	—	734,670
新株の発行（新株予約権の行使）	—	4,622
剰余金の配当	△60,606	△80,808
当期純利益	425,391	468,613
自己株式の取得	—	△57
当期変動額合計	364,785	1,127,041
当期末残高	2,540,796	3,667,837
新株予約権		
当期首残高	29,453	51,558
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,104	△9,184
当期変動額合計	22,104	△9,184
当期末残高	51,558	42,374
純資産合計		
当期首残高	2,205,464	2,592,354
当期変動額		
新株の発行	—	734,670
新株の発行（新株予約権の行使）	—	4,622
剰余金の配当	△60,606	△80,808
当期純利益	425,391	468,613
自己株式の取得	—	△57
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,104	△9,184
当期変動額合計	386,890	1,117,857
当期末残高	2,592,354	3,710,212

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外費用又は収益に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ

債務保証に準じた処理をしております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンスリース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前（平成20年3月31日以前）の取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 保証履行引当金

保証債務の履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
前受金	36,969千円	48,971千円

※2 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	100,000千円	350,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。

※3 前払費用

主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。

※4 前受金

当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。

5 偶発債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)
保証債務	136,922,400千円	保証債務	162,744,641千円
当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。		当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。	
なお、これに係る保証債務のうち136,426,956千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。		なお、これに係る保証債務のうち162,264,955千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。	

(損益計算書関係)

※ 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	305千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式				
普通株式 (株) (注)	—	80	—	80
合計	—	80	—	80

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加80株は、単元未満株式の買取による増加80株であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社及び各支店における什器・備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前（平成20年3月31日以前）のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	3,080	2,977	102
合計	3,080	2,977	102

(単位：千円)

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	111	—
1年超	—	—
合計	111	—

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	670	111
減価償却費相当額	616	102
支払利息相当額	15	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産 (流動)		
未払事業税	17,749千円	11,469千円
賞与引当金	25,476	28,142
保証履行引当金	5,712	4,437
その他	9,236	8,510
計	58,174	52,560
繰延税金資産 (固定)		
役員退職慰労引当金	24,278	22,593
匿名組合出資金	19,698	8,944
その他	5,559	5,022
計	49,536	36,560
評価性引当額	△20,624	△22,593
差引	28,912	13,967
繰延税金資産合計	87,086	66,528

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	
住民税均等割	0.8	
評価性引当額	0.2	
その他	△0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4,816千円減少し、法人税等調整額は4,816千円増加しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	628円85銭	726円62銭
1株当たり当期純利益金額	105円28銭	108円23銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	104円31銭	107円96銭

(注) 1. 当社は、平成23年4月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	125,769円53銭
1株当たり当期純利益金額	21,056円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	20,862円51銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,592,354	3,710,212
普通株式に係る純資産額(千円)	2,540,796	3,667,837
差額の主な内容(千円)		
新株予約権	51,558	42,374
普通株式の発行済株式数(株)	4,040,400	5,047,900
普通株式の自己株式数(株)	—	80
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,040,400	5,047,820

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	425,391	468,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	425,391	468,613
期中平均株式数(株)	4,040,400	4,329,622
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	37,600	11,135
(うち新株予約権)	(37,600)	(11,135)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成22年3月30日開催及び平成23年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権	平成19年9月25日開催及び平成24年2月29日開催の取締役会決議による新株予約権

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

有価証券		銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	満期保有目的の債券	第70回利付国債	500,000	498,324
		小計	500,000	498,324
投資有価証券	満期保有目的の債券	株式会社みずほ コーポレート銀行 第20回無担保社債	200,000	201,896
		小計	200,000	201,896
計			700,000	700,220

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	41,424	105	—	41,529	21,835	6,848	19,693
機械装置及び運搬具	—	734	—	734	191	191	543
工具、器具及び備品	49,693	5,789	—	55,482	38,558	8,965	16,923
リース資産	7,391	—	—	7,391	3,897	1,231	3,494
有形固定資産計	98,509	6,628	—	105,138	64,483	17,237	40,655
無形固定資産							
ソフトウェア	210,273	471	8,795	201,949	85,183	40,256	116,766
その他	—	7,160	—	7,160	536	536	6,624
無形固定資産計	210,273	7,631	8,795	209,110	85,719	40,793	123,391
長期前払費用	318	243	—	561	239	76	322
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
保証履行引当金	14,038	11,673	3,480	10,558	11,673
賞与引当金	62,611	72,586	61,157	—	74,039
役員退職慰労引当金	59,667	13,073	9,349	—	63,392

(注) 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
当座預金	1,925
普通預金	1,357,066
外貨普通預金	415
定期預金	2,050,000
小計	3,409,407
合計	3,409,407

② 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
日本管材センター株式会社	6,890
りそな決済サービス株式会社	2,498
三井化学アグロ株式会社	2,208
ジャパンマシナリー株式会社	1,893
日鐵商事株式会社	1,644
その他	18,420
合計	33,557

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 366
18,345	3,410,806	3,395,595	33,557	99.0	2.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 前払費用

相手先	金額 (千円)
三井住友海上火災保険株式会社	202,162
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	128,600
株式会社損害保険ジャパン	108,858
A I U 保険会社	102,559
日本興亜損害保険株式会社	9,803
その他	68,702
合計	620,686

④ 関係会社社債

銘柄	金額 (千円)
伊藤忠商事株式会社第45回無担保社債	215,486
伊藤忠商事株式会社第56回無担保社債	100,453
合計	315,939

④ その他の関係会社有価証券

相手先	金額 (千円)
クレジット・クリエイション1号匿名組合	422,763
クレジット・インベストメント1号匿名組合	167,069
合計	589,832

⑤ 買掛金

相手先	金額 (千円)
SINGAPORE GUARANTEE PTE. LIMITED	26,411
クレジット・インベストメント1号匿名組合	10,100
東京センチュリーリース株式会社	8,660
丸紅セーフネット株式会社	6,185
伊藤忠キャピタル証券株式会社	2,788
その他	5,291
合計	59,437

⑥ 前受金

相手先	金額 (千円)
株式会社U S Sサポートサービス	59,507
伊藤忠商事株式会社	48,971
NECキャピタルソリューション株式会社	45,350
伊藤忠プラスチックス株式会社	44,725
シーアイマテックス株式会社	28,969
その他	1,606,208
合計	1,833,733

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 (特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.eguarantee.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

2. 特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 (特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人 (特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
事業年度 第11期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月24日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度 第11期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月24日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第12期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日） 平成23年8月12日関東財務局長に提出
第12期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日） 平成23年11月11日関東財務局長に提出
第12期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年2月10日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成24年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
平成23年11月25日関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類
平成23年12月5日関東財務局長に提出
平成23年11月25日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

イー・ギャランティ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村浩司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・ギャランティ株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イー・ギャランティ株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

イー・ギャランティ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村浩司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井博康 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。